

## 神奈川県個人情報保護条例（平成 29 年 7 月 14 日改正） 抜粋

（取扱いの制限）

第 6 条 実施機関は、要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- （1） 信条
- （2） 人種
- （3） 社会的身分
- （4） 犯罪の経歴
- （5） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。
- （6） 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（第 4 号に該当するものを除く。）。
- （7） 犯罪により害を被った事実
- （8） 病歴
- （9） 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（前号に該当するものを除く。）。
- （10） 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（第 8 号に該当するものを除く。）。
- （11） 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（第 8 号に該当するものを除く。）。

（個人情報取扱事務の登録）

第 7 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第 4 号において「個人情報記

録」という。)を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
  - ア 個人情報を取り扱う目的
  - イ 個人情報の項目名
  - ウ 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由
  - エ 個人情報の収集先及び収集の方法
  - オ 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
  - カ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条第1項に規定するオンライン結合により保有個人情報を提供するときはその旨

2～6 (略)